

国民健康保険からのお知らせ

異動の届出をお忘れなく

3月・4月は、進学、就職、退職などで転入転出をする人が多い時期です。国民健康保険(国保)に加入したり、やめたりする場合は、届出が必要です。世帯主は、世帯で異動があったときは14日以内に届出をしてください。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書※1
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめたことを証明するもの※1
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でなくなったことを証明するもの※1
	子供が生まれたとき	保険証、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書※1
国保をやめるとき	外国人が加入するとき	外国人登録証明書※1
	他の市町村に転出するとき	保険証※2
	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の両方の保険証※2
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の保険証が未交付のときは加入したことを証明するもの
	国保の被保険者が死亡したとき	保険証、印鑑※2
その他	生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書※2
	外国人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書※2
	退職者医療制度の対象になったとき	保険証、年金証書、印鑑※2
	市内で住所が変わったとき	保険証※2
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証※2
	世帯分離・合併したとき	保険証、印鑑
	出稼ぎや長期旅行に行くとき	保険証、印鑑、在学証明書または学生証
修学のため、他の市町村に住むとき	保険証、印鑑、在学証明書または学生証	

※1 同一世帯に国保加入者がいる場合は、国保の保険証も必要です。
 ※2 70歳以上の人は高齢受給者証も必要です。

国保の手続きが遅れると

- ①加入の届出が遅れると……
 国保の資格が発生した月までさかのぼって国保税を納めなければなりません。また、保険証がない期間の医療費はいったん全額自己負担になる場合があります。
- ②やめる届出が遅れると……
 資格がなくなったのに国保の保険証を使って診療を受けた場合、国保が負担した医療費を後で返してもらうことになります。

退職者医療制度

長い間、会社や役所などに勤めて退職した人は、次のすべての条件に当てはまる場合(また、その被扶養者で①および②にあてはまる場合)は退職者医療制度で医療を受けることができます。

- ①国保に加入している人
 - ②老人保健の適用を受けていない人
 - ③厚生年金や共済年金などの老齢(退職)年金を受けられる人で、その加入期間が20年以上、若しくは40歳以降10年以上ある人
- 医療機関での自己負担割合は一般国保と同じですが、退職者医療制度では本人の自己負担と保険税のほかに、職場の健康保険からの拠出金が財源となります。この制度の対象になっているのに届出をしないと、拠出金が負担する医療費分まで国保が負担することになります。皆さんの国保税負担軽減のためにも対象となったら速やかに届出をしましょう。年金証書を受け取ったら14日以内に届出をしてください。

学生用保険証

修学のために親元とは別の住所に住居するとき、世帯の保険証とは別に保険証を交付します。必要な場合は申請してください。既に交付されている人も更新の手続きが必要で

必要なもの 保険証、印鑑、在学証明書または学生証

現在④保険証が交付されている人が学校を卒業したときも手続きが必要です。

○会社に就職する……会社の健康保険に加入します。

○就職しない……住所地の国民健康保険に加入することになります(住民票を異動している場合)。

遠隔地保険証

出稼ぎや旅行などで一定の期間住所を離れるときは、世帯の保険証とは別に保険証を交付します。必要な場合は申請してください。

必要なもの 保険証、印鑑

●届出、申請手続きは市役所本庁または各支所の国民健康保険担当窓口でお願いします。

◇老人保健で医療を受けている人または県単医療受給者は、加入している健康保険が変わったときは届出が必要です。担当窓口へ届出をしてください。

必要なもの 受給者証(老人または県単)、新しい保険証、印鑑

※届出の際に本人であることを確認させていただくことがありますので、身分確認ができるもの(運転免許証等)を持ってくるください。

問い合わせ先
 市役所市民課 国民健康保険係
 ☎63-5112
 または各支所 国民健康保険担当係

市営住宅の入居者募集

■沢根田上住宅(佐和田地区)

○所在地 沢根195番地1
 ○規格 木造平屋建て、3DK、平成6年度建設

○募集戸数 2戸(5号、7号)
 ○家賃
 5号:月額1万9700円
 4万3300円
 7号:月額2万1500円
 4万7200円

○入居可能日 4月上旬
 (所得状況により異なります)

■第2浜中住宅(真野地区)

○所在地 吉岡1575番地3
 ○規格 簡易耐火構造平屋建て(連棟型)、3K(浴槽は持ち込み、トイレはくみ取り)、昭和52年度建設

○募集戸数 1戸(1号)
 ○家賃 月額8200円
 1万3600円

○入居可能日 5月1日
 (所得状況により異なります)

■おりと向野住宅(相川地区)

○所在地 相川下戸村354番地6
 ○規格 コンクリートブロック造平屋建て、3DK、昭和46年度建設

○募集戸数 1戸(4号)
 ○家賃 月額1万5000円

○入居可能日 4月中旬

入居資格(沢根田上住宅、第2浜中住宅は①④、おりと向野住宅は①、④に該当する人)

- ①市内に住所または勤務先があるか、住所を移そうとしていて、公租房(市税等)を滞納していないこと
- ②同居する親族がいること(第2浜中住宅は、申込者によって異なる場合があります)
- ③収入月額が20万円を超えないこと(申込者によって異なる場合があります)
- ④現に住居に困っている人

④申し込み方法

それぞれの申し込み先へ申請書など必要書類を提出してください。

●申込期限 沢根田上住宅:3月28日(月)午後5時

●第2浜中住宅、おりと向野住宅:3月31日(木)

●敷金 家賃の3か月分を前納しなければなりません。詳しくはお問い合わせください。

●申し込み・問い合わせ先 沢根田上住宅: 相川支所建設課管理係

●おりと向野住宅: 相川支所建設課管理係

●第2浜中住宅: 真野支所産業建設課建設係

●お問い合わせ先: 相川支所建設課管理係

☎74-0338

ひとり親家庭等医療費助成制度

市では、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費の本人負担分を助成しています。

次のいずれかに該当する児童を監護する父または母の申請により助成されます(父母の監護がなく、代わりに児童を養育している方(養育者)も対象になります)。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が重度の障害者(法で定められた一定の障害がある場合)である児童
- 母が婚姻によらないで出生した児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童

ただし、このような児童を監護または養育していても一定の条件が満たされていない場合は、支給要件には該当しません。

●対象児童の年齢

18歳になった以後最初の3月31日まで(一定の障害の状態にある場合は20歳未満)の児童
 詳しくは、社会福祉課児童福祉係(☎63-5113) またはお近くの支所までお問い合わせください。

TMO通信

今回紹介する湊地区は、両津港から徒歩数分のところにあり、佐渡年代記には「佐渡のまちここに始まる」とある地域です。かつては、水産漁業の町として栄え、ほぼ中央には、この地から騒乱の世に出て

いった「北一輝」生家があります。通りは比較的狭く、昔の家並みが残っており、路地裏の雰囲気はひどく懐かしくそして温かく感じられます。毎年5月5日の湊八幡若宮社の祭礼では、漁師街にふさわしい若者たちの熱気があふれ、鬼太鼓、あばれ獅子、芸山車、子供みこしなどが練り出し一日中にぎわいます。

TMOでは、ここを、昔懐かしい活気に満ちた昭和初期の雰囲気を味わえる地区にしたいと計画しています。

関係者は、佐渡観光に訪れた皆さんが、「昔の佐渡はこんなイメージで、こんな生活をしてきた、そんな場所に触れて島を離れるような場所にしたい。」と言っています。

そして、この地区では今、市チャレンジ事業にも着手しており、その先にはまちづくりに向けたNPOを立ち上げようという熱い思いがあります。



連絡先 佐渡市夷182-1 両津商工会内 両津TMO担当 行田 電話27-5128
 《湊地区の出来上がりイメージはこちらをご覧ください》 <http://www12.ocn.ne.jp/~rsk/kari/minatotmo.htm>